



シバザクラ(男山竹園、4月21日)

31木	30水	29火	28月	27日	26土	25金	24木	23水	22火	21月	20日	19土	18金	17木	16水	15火	14月	13日	12土	11金	10木	9水	8火	7月	6日	5土	4金	3木	2水	1火		
茶話会「この場ひととき」(福祉センター) 14時～16時		人権相談(八幡人権・交流センター) 13時～16時		年金相談(予約制)×市文化センター3階講習室 10時～16時 普通救命講習会(消防本部) 9時～12時		女性専門相談(予約制) 市文化センター2階会議室 13時30分～16時 八幡人権・交流センター 13時30分～16時30分		司法書士相談(予約は17日) 市文化センター2階会議室 13時30分～16時				春の市民ふれあいウォーキング(橋本公民館集合) 9時～13時 石清水八幡宮内のパワースポットを巡ろう (石清水八幡宮)ノ鳥居前集合 9時30分～12時		行政相談(市文化センター2階会議室) 13時30分～16時		弁護士相談(予約は8日) (生活情報センター) 13時15分～16時		人権相談(八幡人権・交流センター) 13時～16時		みどりのつどいガーデニング講習会(13日) 市役所前広場、13日は生涯学習センター 10時～12時 平成24年度生涯学習開講式および記念事業 (生涯学習センター) 13時～15時、19時～21時		女性専門相談(予約制) (八幡人権・交流センター) 13時30分～16時30分		弁護士相談(予約は1日) (市文化センター2階会議室) 13時15分～16時		松花堂ふれあい市(12・19・26日) (昭乗広場) 8時30分～10時30分 流れ橋ふれあい市(13・20・27日) (四季彩館) 10時～12時		こどもの日 四季彩館10周年記念感謝祭(5日) (四季彩館) 10時～16時		憲法記念日 大型こみ祝日持ち込み(5日) (市役所別館環境業務課) 9時～12時 ささなみ街道ライトアップイベント(5日) (ささなみ公園周辺) 19時～21時		人権相談(八幡人権・交流センター) 13時～16時 多重債務法律相談(予約制) (生活情報センター) 13時～16時 弁護士相談(予約は4月24日) (市文化センター2階会議室) 13時15分～16時

5月のカレンダー(予定)

今月の
主な内容

障がい者計画および第3期障がい福祉計画策定、人事異動	2面	年金、相談、短信、生活、図書館	6、7面
市税の納付、固定資産税を減額、家屋訪問調査	3面	保健医療、予防接種、健康づくり、子育てすくすく	8、9面
国民健康保険料の負担軽減、人間ドック受診費用を補助	4面	まちの話題(初めての給食、つばき展、みんなの広場、ナシの授粉)	10、11面
地産地消、四季彩館10周年記念感謝祭	5面		12面

情報ひろば(市政・スポーツ・イベント)、あなたも一言

支えあい、ともに生き、暮らせるまち

障がい者計画および

第3期障がい福祉計画を策定

市はこのほど、平成18年度に策定した障がい者計画、平成20年度に策定した第2期障がい福祉計画を見直し「八幡市障がい者計画および第3期障がい福祉計画」を策定しました。

国の法制度改革の動向をはじめ、市の障がい福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、本市における障がい者施策の基本指針としてまとめました。

から平成29年度までの6年間の障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定めています。

第3期障がい福祉計画は

障がい者自立支援法に基づき、平成26年度までの3年間の自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスに必要な見込み量とその提供体制について定めています。

計画の基本理念

①自立・自己決定の保障②



八幡支援学校と京都八幡高校の授業交流の様子

市職員の人事異動

市は4月1日付けで、職員160人の人事異動を行いました。課長級以上の異動は次のとおりです。

【部長職】

- ▽総務部長(危機管理監) 川裕子▽環境経済部参与 西脇居則▽福祉部長、福祉事務所長、教育部付部長 和田康弘▽健康部長 柏本修介▽消防長 長村敏弘

【部次長級】

- ▽政策推進部次長(政策推進課長事務取扱) 塚脇則之▽政策推進部次長(財政課長事務取扱) 足立善計▽総務部次長(契約検査課長事務取扱) 和田知一▽市民部次長(納税課長事務

市民委員を募集

行財政改革検討懇談会

市は、健全な行財政運営の確立を図り、将来のまちづくりを確かなものとするため、平成23年度を初年度とする、第5次行財政改革実施計画を平成23年4月に策定し、現在取り組みを進めています。実施計画の期間は3年間で、毎年改定していく予定です。

年。任期中、委員として年間1~2回、平日の昼間(半日)に開催予定の懇談会に出席していただきます。

01 市役所)政策推進課へ郵送または直接提出。 ※提出された小論文は返却できません。

消火活動に協力

草薙純一さん、殺さんに感謝状 柿ヶ谷自治会を表彰

市消防本部は3月28日、八幡柿ヶ谷であった民家火災で消火活動に協力した草薙純一さん、草薙殺さんに感謝状を贈るとともに、柿ヶ谷自治会(橋本義久会長)に対し、その功績を表彰しました。



感謝状を受け取った草薙純一さん(右から2人目)ら

この火災で住宅の2階約30㎡が焼けましたが、住宅用火災警報器が就寝中の住人に、いち早く火災を知らせたため、けが人はありませんでした。

◆問い合わせ 消防本部

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

Table with 2 columns: 24年1月~3月累計 ()内3月分 and 昨年同期累計. Rows include fire incidents, emergency calls, and personnel movements.



どーも 市長の堀口です

市長に就任をさせていただき、はや2カ月が経ち、花の主役も桜から市の花さつきへと移りました。

石清水八幡宮を始めとする多くの文化遺産や三川合流域などを誇れるまちの宝とし、市内外に八幡の魅力を発信し、「来たい見たい 住みたい」わがまち八幡を創りあげていきたいと考えております。

微力ですが、ふるさと八幡のために頑張ります。皆さまのご協力、ご支援をよろしくお願ひします。

納税課からのお知らせ

市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

市税はコンビニでもお支払いができます

市税は、市役所や銀行・金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア(コンビニ)で納付することができます。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封しません。

便利な口座振替の利用を

※取り扱っていない金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載しています。

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

納付書は綴っていません

納付書は綴らずに送付します。

※コンビニでは

○レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、1枚ずつレジに出してください。

○納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱いきません。

○バーコードの印字されていないものは取り扱いきません。

○納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いきません。

市税の納期は税目により異なります

市税の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】

▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。

【減額の期間と範囲】

改修工事が完了した年の翌年度分のその家の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額。

【手続き】

改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失

- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。熱損失防止改修と併せて申請してください。

改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

▽申し込み 5月15日までに口座振替の申し込みをした場合、納期が6月の市・府民税第1期分と軽自動車税から振替ができます。また、6月15日までに手続きをした場合、7月が納期の固定資産税・都市計画税第2期分からの振替となります。

預金残高不足等で

口座振替できなかったら

口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくことになります。

納期限が過ぎた市税は

市税を納期限までに納付しないと延滞金や督促手数料が加算されることがあります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付してください。

資産税課からのお知らせ

資産税課からのお知らせ

公平で公正な課税を行うことを目的に、平成23年度に引き続き家屋訪問調査を行います。

この調査は、航空写真や家屋調査地図などを参考に、調査員が訪問し、1棟ごとに照合作業を行います。

▽調査対象家屋

①航空写真に写っているが課税データがない家屋②所在地番にない家屋(すでに取り壊し済み等の家屋)

▽調査方法

①市の調査員が訪問し、所有者等の立ち会いのうえ、対象家屋を調査します。②調査は地区ごとに行いますので、原則として事前に

し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する広域連合「京都府地方税機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、事業の廃止や休止、失業などにより市税を納期限までに納めることができない人は、各市税の平成24年度の納税通知書が届いてから第1期納期限内(固定資産税は5月31日、市・府民税は7月2日)までに納税課へご相談ください。

※内容により京都府地方税機構でご相談いただく場合があります。

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 資産税課



やわたご意見たまため箱

○意見

男山雄徳南西の交差点は、夜、信号の灯りだけなので、薄暗く危ないです。横断歩道上を照らす灯りが欲しいです。

◎回答

ご指摘いただきました交差点の照明は、街路灯パトロール中に照明ポールの根元の腐食を見つけたため、緊急に撤去いたしました。3月中旬に再度設置い

◆問い合わせ 秘書広報課

たしました。ご不便をお掛けいたしました。

前市長から、まちづくりについて、広く市民の声を聴くための「やわたご意見たまため箱」を引き継ぎました。

皆さんからの提案などをいただき、市政運営の参考にさせていただきます。皆さんからの提案をお待ちしています。

あなたの意見・提案をお寄せください

■平成23年度に寄せられた意見・提案等

区分	件数
交通・道路・河川・公園・都市整備・上下水道	29
公共施設・財政・政策全般	19
市職員	11
教育・文化	10
消防・防災	10
福祉・健康・子育て	6
環境	3
商工業・観光	1
その他	24
計	113

まちづくり、福祉、教育から、広報やわた等の個別事務事業まで、お気付きのことがありましたら、「やわたご意見たまため箱」に意見・提案等をお寄せください。

たまため箱は、市役所1階、案内カウンターに設置しています。直接、投かんされるか、郵送(〒614-8

501)やわたご意見たまため箱」で、意見等をお寄せください。また公民館等に記入用紙(切手不要)があります。郵送または、そのまゝFAX送信(☎982・7988)してください。市のホームページからメール送信することもできます。

◆問い合わせ 秘書広報課

国民健康保険料の負担を軽減

非自発的失業者の保険料を軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度が平成22年4月から実施されています。

対象者は次の①～③の要件をすべて満たす人です。(申請必要)

▽要件 ①平成21年3月31日以降に失業②離職時点65歳未満③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の軽減を行います。

▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください。

【軽減例】

(例1)平成21年3月31日から22年3月30日までに失業した人：平成22年度の保険料と平成22年4月から23年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

(例2)平成22年3月31日から23年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成23年度までの保険料と失業月の翌月から平成24年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

【例3】

平成23年3月31日から24年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成24年度までの保険料と失業月の翌月からの保険料と失業月の翌月

ら平成25年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

【例4】

平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成25年度までの保険料と失業月の翌月からの保険料と失業月の翌月

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】

雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)を確認します。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの

国保加入者証、印かん

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.2倍以内②そ

自己負担 受診費用の3割相当額

(一人当たり1万2千円程度。医療機関・男女によって金額は異なります。市が契約している検査項目以外を対象外)

▽医療機関 京都第一赤十字病院、美杉会山山病院(婦人科なし)、京都八幡病院、京都きつ川病院、蘇生会総合病院、大和健診センター、田辺中央病院、医療法人知音会(御池クリニック・四條丸クリニック) 旧坂崎診療所、京都工場保健会(総合健診センター・宇治

5月5日 今集 人間ドック受診費用を補助

国保と後期高齢者医療制度加入者

国民健康保険(国保)加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックの受診費用を補助します。

例年7月に募集していましたが、できるだけ希望の日に受診していただけるように、募集期間を5月に変更します。

▽申込期間・場所 ①5月8日(火) 市文化

センター1階・展示室、午前9時～午後5時

②5月9日(水)～7月31日(火) 市役所1階・国保医療課、午前8時30分～午後5時15分

※定員になり次第、受け付けを終了します。

▽定員と対象者

■国保加入者 定員500人。①7月31日時点で1年

以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人②40歳以上75歳未満(受診時)の人③妊娠や入院をしていない人④特定健康診査を受診しない人

■後期高齢者医療制度加入者 定員100人。①市から被保険者証の交付を受けている人②後期高齢者医療保険料を完納している人③

要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

竹をイメージした配水場に登ってみませんか?



水道について、さらに理解を深めていただくため、水道週間(6月1日～7日)に合わせて、水道施設の公開をします。

この機会に普段見えない蛇口の向こうに思いを巡らし、水道の大切さについて考えてみませんか。

▽公開施設 美濃山高区配水場(欽明台東90番地、ホームセンタームサシ京都八幡店 南となり)

▽公開日時 6月3日(日) 午前10時～午後3時

▽申し込み 参加希望者は、5月25日(金)までに、水道工務課までご連絡ください。

※現地には、駐車場はありません。路線バスをご利用ください。(バス停「さんめい公園」から徒歩約5分)

◆問い合わせ 水道工務課

水道水は安全で良質

検査項目すべて基準をクリア

市では、市民の皆さんに「安全で良質な水道水」をお届けするため、水質検査計画に基づき厳重な水質検査を実施しています。

蛇口から出る水道水中の残留塩素、濁り、色などの項目は、市内各所の水質監視装置に加え、1日に1回検査を実施しています。さらに、月に1回行う毎月検査や、3か月毎に行う水質基準の全項目検査など、きめ細やかな水質検査を実施しています。

その結果、平成23年度に行った水道水の水質検査の数値は、水質基準50項目すべて、市民の皆さんに「安全で良質な水道水」をお届けしています。

東日本大震災による原子力発電所被災に伴って放射性物質の漏洩が確認されていますが、現時点においては、八幡市の水道水に対して放射能の影響はありませんので、安心して飲んでいただけます。

市では引き続き「安全で良質な水道水」の供給に努めていきます。詳しくは市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

◆問い合わせ 美濃山浄水場(☎981・3255)

地産地消

選ぼう！とれたて 八幡市産

農家の「顔」見え 安全・安心

市では、「八幡市で生産された農産物を八幡市で消費する」地産地消を推進しています。

地産地消は、消費者にとっては、身近な場所で作られた新鮮な農産物が食べられること、農家の「顔」が見えるなどのメリットがあり、生産者にとっても消費者ニーズを即座に把握できることや販売方法が多様化し、選択できるなどのメリットがあります。



松花堂ふれあい市

直売所等で……

松花堂や流れ橋のふれあい市や生産農家の庭先販売所、量販店にインショップ型として、農産物直売コーナーが開設され、気軽に八幡市産

(地元産)の農産物を購入することが出来ます。

給食で……

学校給食では、地元産のお米、みそ、野菜を使い、旬を味わうメニューを実施しています。また、毎月19日は、「食育の日」とし、できるだけ地元の食材を使用



加工品として……

安全・安心をモットーに手作り商品を生産・販売する、京・流れ橋食彩の会は、そば打ちやパン・ジャムづくりといった体験教室を開催し、農産加工品の開発や普及を通して、地域の活性化と市民交流に取り組んでいます。

*食育の日の献立 (4月19日)

ごはん、牛乳、鮭の塩焼、小松菜(地元産)とコーンのかつおあえ、豚汁(ネギが地元産)



また、農村女性グループのみそづくり体験や筒彩クラブのジャム製造・販売などを通じて、地産地消を進めています。

安全・安心で新鮮な地元産の農産物を食卓に！
◆問い合わせ 農業振興課、学校教育課

さざなみ街道ライトアップイベント

5月3日(木・祝)～5日(土・祝) 午後7時～9時



まちを歩こう「キラキラウォーク」開催時のさざなみ公園 (3月18日)

東高野街道活性化実行委員会(市商工会、市観光協会、石清水共栄会、NPO法人「八幡まちおこしの会」)では、国の史跡に指定

された石清水八幡宮の石清水灯籠華の開催に合わせ、東高野街道の再生と町並みの賑わいをとり戻すため、さざなみ街道ライトア

ップイベントを実施します。また、4日には安居橋前ステージでジャズや太鼓の演奏などが行われます。夕暮れ時、散策にお越しください。
◆問い合わせ 市観光協会 (☎981-1141)

障がい者自立支援協議会が市内の障がい福祉サービスを実施する事業所を紹介した冊子「やわたニコニコマップ」を作成しました。「はたらく」「おとまり」など利用項目別にサービスを分け、事業所の所在地を地図上に表した見やすい冊子となっています。
障がい福祉課、社会福祉協議会、障がい者生活支援センターやまびこで配布しています。ご利用ください。
◆問い合わせ 障がい福祉課

障がいのある人をサポートします
やわたニコニコマップ

四季彩館10周年記念感謝祭

5月3日(木・祝)～5日(土・祝) 午前10時～午後4時

平成14年4月18日にオープンした四季彩館が、10周年を迎えました。GW(ゴールデンウィーク)に合わせて記念イベントを行います。日ごろの感謝をこめて、期間中、お得なクーポン券や、お楽しみ抽選券も配布します。

また、5日(土・祝)は、GWこども祭りを同時開催。シャボン玉づくり、ピン起てゲーム、フラフープコーナーでお楽しみいただけます。ご家族そろって、お越しください。

■記念イベント

①となりの人間国宝さん直伝「親子で作る盆ラマ教室」

日時 5月3日(木・祝)、4日(金・祝) 午前10時～11時、午後3時～4時(1日2回開催)
参加料 1000円
定員 各回20名(予約優先)



作品イメージ(電車はつきません)

②もちつき大会 みんなでつこう!

日時 5月3日(木・祝) 午前11時～
※振る舞いは、なくなり次第終了です。

③クッキー作り体験講座

日時 5月5日(土・祝) 午前10時～午後2時(随時受付)

参加料 300円
定員 約50名

④親子木工教室

NPO法人「とんかち」のスタッフが指導します。材料も道具もすべて用意します。

日時 5月5日(土・祝) 午後1時～
参加料 椅子型花台(700円)、小物入れ(500円)、木画(200円)

売店をリニューアルしました!



地元産の農産物を使った加工品や、米粉で作ったパン、お土産を取りそろえた売店が、食彩棟から研修棟(展示ロビー横)に移転しました。

5月3日(木・祝)～5日(土・祝)の期間、感謝セールを行います。

季節限定 おすすめ! たけのこパン♪

ふっくらサクとしたパン生地に山椒の葉と煮込んだタケノコをたっぷり包み込みました。タケノコの歯ごたえ、存在感パツグンの一品です。春の香りと味をご賞味ください。



◆問い合わせ

やわた流れ橋交流プラザ四季彩館 (☎983-0129)
※たけのこパンの問い合わせは、京・流れ橋食彩の会へ (☎983-0128)

東日本大震災関連

被災地から市内に避難された皆さんへ
市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。

なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせ終了しますが、時期は未定です。

◆問い合わせ 総務課

▶グループワーク

市では、市内在住の精神科・心療内科に通院されている人が、交流会などを通じて地域で活動するきっかけ作りしてもらおうグループ活動をしています。見学もできますので、気軽にご連絡ください。

日時 毎月第2・第4火曜日の午後1時30分～3時30分※祝日除く。
場所 福祉センター(男山笹谷2)
申込み・問合せ 障がい福祉課

▶茶話会

「いこいの場 ひととき」

八幡市にお住まいで心の病をお持ちの人のご家族が対象。お茶でも飲みながら日ごろの悩みなどについて相談してみませんか。

日時 5月30日(水)午後2時～4時※5月29日(火)までにお申し込みください。参加費無料。
場所 福祉センター(男山笹谷2)
問合せ 障がい福祉課

▶くらしのセミナー

5月30日の「消費者の日」を記念して「携帯電話やインターネットの危険性」をテーマに講演会を開催します。

日時 5月19日(土)午後1時30分～3時30分
場所 市文化センター3階会議室3
定員 約100人(参加費無料。申込要。定員になり次第締切)
講師 兵庫県情報セキュリティサポーター 篠原嘉一さん
申込み・問合せ 生活情報センター(☎983-8400)

▶グリーンカーテンで 涼しい夏を

みどりのつどいガーデニング講習会の参加者を募集します。グリーンカーテンは夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える環境に優しいものです。講習会の参加者には、ゴーヤの苗をプレゼントします。

日時 ①5月12日(土)②5月13日(日)いずれも午前10時～正午(雨天決行)
場所 ①市役所前広場②生涯学習センター1階会議室1
定員 ①先着170人②先着100人※市内在住・在勤者に限る。



共催 八幡市環境市民ネット
申込み 5月9日(水)までに、住所、氏名、電話番号、希望日(どちらか1日)を記入し、郵送・Eメール・FAXで〒614-8501市役所環境保全課(Eメール:kankyo@mb.city.yawata.kyoto.jp、FAX982-7988)へ
問合せ 環境保全課

▶佐藤康光杯争奪将棋大会

参加者募集!

日時 6月17日(日)午前9時受付(開会9時30分)
場所 市文化センター小ホール
資格 アマチュアの人(過去のこの大会で、B級、C級優勝者は上のクラスで申し込んでください)

クラス	内容	募集人数
A級	2段以上	各級64人(先着順)
B級	3級～初段	
C級	4級以下	
ジュニア級	小学生以下の初級者	

※ジュニア級は、プロ棋士による多面差し指導、一般対象の指導対局も予定(当日受付)。
参加費 一般2,000円。身体障がい者および中学生以下1,000円。昼食弁当と記念品付。※申込後、いかなる理由でも返金不可。
競技内容 全局平手戦(日本将棋連盟対局規定準用)。原則として4人



1組による予選(2勝通過・2敗失格)後、決勝トーナメント戦。
申込み 6月11日(月)必着。郵便振替用紙に郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢(学生は学校名と学年)・性別・参加希望クラスを記入し、参加費を振り込んでください。

郵便振替口座番号00930-5-225595
佐藤康光杯争奪将棋大会実行委員会

※窓口受付は5月1日(火)～6月11日(月)、現金書留での応募可能。
問合せ 社会教育課

あなたも一言

5月13日(日)は母の日です。大切なお母さんへ思い切って伝えたいメッセージや気持ちについてインタビューしました。

男山雄徳

みやぎ ぼのか 宮城 穂乃花さん



去年の母の日には、仕事で事務をしているお母さんに文房具をプレゼントしたり、カレーを作ってあげたりしました。今年はどんなことをしてお母さんを喜ばせようかな。

川口西扇

みのさこ りょう 箕迫 諒さん



普段から、家の手伝いをしています。お皿洗いや風呂掃除、洗濯物をたたんだり。時々疲れているお母さんの肩をたいてあげます。お母さん、いつもありがとう。

男山香呂

しんたに たかし 新谷 隆さん



仕事で忙しい母のために、妹からはカーネーションをプレゼント。そして僕からは、照れくさいけど「いつもありがとう」と、感謝の気持ちを添えてマッサージをしてあげたいと思います。

今月のテーマ

母の日

市民ギャラリー



【イラスト】春に出会ったかわいいイチゴに一目ぼれして、イラストにしてみました。坂本全広(八幡柿ヶ谷)



【写真】「花いっぱい」のフラワー公園(八幡月夜田)花のように美しい心を育てましょう。

【俳句】竹の子の 居場所を知らず 地割れかな 軒下で 子つばめえさを 求め鳴く 水野正八郎(橋本栗ヶ谷) 中村豊子(八幡清水井)

※みなさんの作品で、広報やわたの紙面を飾ってみませんか。応募作品の一部を、このコーナーで紹介いたします。作品は俳句、川柳、短歌、イラスト、写真、詩など(写真、イラストに関しては、100字程度で説明を添えてください)。1人1作まで。毎月5日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して、〒614-8501市役所秘書広報課「作品」係へ送ってください。

ニコニコは 「なかよくしよう」の あいすだよ

児童福祉週間

5月5日～11日



情報

ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代) へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶はつらつ健康教室

介護予防を目的に体操、ゲーム、季節の行事、茶話会などを通じて健康の増進を図ります。
対象 市内在住の65歳以上で外出の機会の少ない人(介護保険の通所系サービスや介護予防教室などの利用者を除く)
日時 ①毎週月曜日、午後1時30分～3時30分 ②毎週金曜日、午前10時～正午
場所 老人憩いの家「八寿園」(9月からは八寿園以外の会場でも開催予定)
定員 ①②各25人
参加費 1回100円(内容により実費負担あり)
申込み 5月1日(火)～15日(火)に高齢介護課へ(定員超過の場合は抽選。電話での申込不可)
問合せ 高齢介護課

▶光化学スモッグにご注意ください

光化学スモッグは天気良く、気温が高く、風の弱い日に発生しやすい大気汚染で、目やのどが痛いなどの症状が出る場合があります。注意報等が発令されたら以下の点に注意しましょう。
◆外出や屋外での運動を控え、屋内で過ごしましょう。
◆目がチカチカする、のどが痛いなどの症状が表れたときは洗眼、うがいを行い、最寄りの保健所や環境保全課までご連絡ください。
問合せ 環境保全課

▶特別障害者手当と障害児福祉手当について

特別障害者手当 重度の障がい者が2つ以上重複し、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の重度障がい者に支給します。
障害児福祉手当 重度の障がい者が1つ以上あり、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児に支給します。
※障がいの程度や所得制限の条件については、お問い合わせください。
問合せ 障がい福祉課

▶子ども手当制度が変わりました



名称が4月1日から「児童手当」になりました。支給額・支給要件は変わりませんが、平成24年6月分(平成24年10月支給予定分)より所得制限が設けられます。ただし、所得制限を超える世帯にも「特例給付」として支給があります。
支給対象 中学校修了前の児童を養育する人(=15歳に達する最初の3月31日までの児童を養育している人)
支給月額

対象	支給額(月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校修了前	(第一子・第二子) 10,000円
	(第三子以降) 15,000円
中学生	10,000円

※3歳以上小学校修了前の方の支給額は、18歳に達する最初の3月31日までの子どもの人数で決定します。所得制限 所得制限を超える世帯の児童には、月額5,000円が支給されます。
※児童手当は原則として請求のあった月の翌月分から支給されます。出生や転入などで児童手当の認定請求をする場合は、すみやかに手続きしてください。
問合せ 子育て支援課

▶交通遺児奨学金

京都府が支給しています。

区分	支給額(年額)
乳幼児	11,000円
小学生	21,500円
中学生	43,000円
高校生	64,000円
高等学校入学支度金	35,000円

対象 府内に居住し、陸・海・空の交通事故により親などを亡くした乳幼児、小・中学生、高校生など
申込み 5月31日(木)までに子育て支援課へ申請(6月以降に申請した場合は、翌月分から支給)、民生児童委員および学校(園)長の証明が必要。所得制限はありません。
※京都府が実施している他の奨学金を受けている人は対象外となります。
問合せ 子育て支援課

▶普通救命講習会



日時 5月26日(土)午前9時～正午
場所 消防本部
対象 16歳以上の市民
定員 先着30人
内容 心肺蘇生法(人工呼吸、胸骨圧迫)、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い
講師 救急救命士および消防職員
その他 テキストは当日配布。筆記用具を持参し、実技に適した服装で参加してください。修了後、普通救命講習修了証を交付します。
申込み・問合せ 消防本部警備課救急係(☎981-0399)

スポーツ

▶春の市民ふれあいウォーキング参加者募集



市民の皆さまから応募いただき、作成しました「八幡市ウォーキングマップ」(健康推進課ほか、各公民館等にある「健康コーナー」で入手可能)を活用し、市民ふれあいウォーキング(全4回)を行います。第1回は、橋本公民館(集合)～背割堤の往復約8キロ(ウォーキングマップコースNo.1)。市スポーツ推進委員が案内します。
日時 5月20日(日)午前9時～午後1時※小雨決行。
対象者 市内在住、在学、在勤者
参加費 100円(保険代。当日徴収)
持ち物 歩きやすい靴、水筒、タオル、雨具
問合せ 5月17日(木)までに電話で社会教育課へ



▶市民総体グラウンド・ゴルフ大会



日時 6月16日(土)午前9時15分～午後1時(予備日6月19日(火))
場所 市民スポーツ公園
対象 市内在住者
試合方法 4ゲーム 個人戦
参加費 1人300円
申込み 住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記のうえ、5月20日(日)までに下記へFAXしてください。
申込み・問合せ 八幡市グラウンドゴルフ連盟 会長=日垣(☎・FAX 971-2891)

イベント

▶人権学習総合講座 開講式記念講演

「ダウン症の書家翔子と歩んできた道」

日時 5月19日(土)午後2時～(開場午後1時30分～)
場所 八幡人権・交流センター
定員 200人(入場無料。整理券要)
講師 金澤泰子さん、翔子さん
申込み 入場整理券を八幡人権・交流センター、市文化センター、松花堂美術館、生涯学習センターで配布。(1人3枚まで。無くなり次第終了)
問合せ 八幡人権・交流センター(☎981-3127)



▶石清水八幡宮史跡指定記念

石清水八幡宮内のパワースポットを巡ろう

石清水八幡宮に点在するパワースポットを巡るとともに、本殿内も紹介します。
日時 5月20日(日)午前9時30分～正午(小雨決行)
コース 石清水八幡宮一ノ鳥居前集合～表参道からパワースポット探索～石清水八幡宮本殿～石清水社～石清水八幡宮一ノ鳥居、約3キロ

定員 先着50人(要申込み)
参加費 300円(資料代・保険代)
申込み・問合せ やわた観光ガイド協会事務局(☎・FAX 981-1141)

小児救急医療

次の医療機関では休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。

- 宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111) 月～金曜日(午後6時～翌日午前8時)
- 田辺中央病院(☎0774-63-1111) 土曜日(午後6時～翌日午前8時) 日曜日(午前8時～翌日午前8時) 祝日(午前8時～翌日午前8時)

休日急診療所

☎983-3001

診療日 日曜日・祝日・年末年始
受付時間 午前11時30分～午後5時30分(診療時間 正午～)
場所 八幡園内73-3(市役所北側)
診療科目 内科・小児科、歯科

生活情報センターだより



原状回復ガイドラインの見直し

春は移動の時期、賃貸住宅でよくトラブルになるのが退去時の原状回復義務に関するものです。貸した側と借りた側のどちらの負担で原状回復を行うのが妥当かについてトラブルになるわけですが、こうしたトラブルの未然防止のために、賃貸人と賃借人があらかじめ理解しておくべき一般的なルールを示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が平成23年8月に7年ぶりに再改訂されました。管轄は国土交通省です。

◆ガイドライン改訂の要点

- ①原状回復条件様式の追加
トラブルの未然防止のために、原状回復の条件を契約書に添付することにより、賃貸人と賃借人の双方が原状回復の条件を合意することを推奨。
- ②原状回復費用精算書様式の追加
契約段階での双方の合意が重要であるとともに、費用精算の段階における透明化も重要です。そこで原状回復の精算を具体的に実施するよう様式を追加。
- ③残存価値割合(10%→1円)の変更
平成19年の税制改正により残存

価値が廃止され、耐用年数経過時に残存簿価が1円まで償却することが可能。

④Q&Aや裁判事例の追加
特によくある質問について具体的な事例のQ&Aや裁判判例を追加。

◆賃貸住宅標準契約書の改訂

国土交通省は、平成24年2月に、ガイドラインの内容を反映した「賃貸住宅標準契約書」の改訂版を公表し、基本的な考え方や留意事項などの解説を作成しています。当ガイドラインはあくまでもトラブル解決に向けての指針であり強制するものではありませんが、大いに参考になると思われます。

多重債務法律相談【無料】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。1人45分。日時 ▶5月1日(火)午後1時~4時、生活情報センター
申込み・問合せ 相談日の2日前までに要予約。詳しくは生活情報センターまで(☎983-8400)。

▶無料法律相談

法律、家庭や人権の問題でお困りの方はご相談ください。

期日	会場
5月7日(月)	高島屋京都店(4階アネックス)
5月8日(火)	イオン洛南店(2階書店横会議室)

時間 午前10時~午後2時30分
※予約不要。直接会場へ。
問合せ 京都地方裁判所総務課(☎257-9123)

▶河川愛護モニター募集

今年7月~平成25年6月に淀川・木津川に行き、見たこと感じたことを月1回以上報告すると、謝礼として月4,500円程度の支給があります。
応募資格 市内在住で20歳以上の人
申込み・問合せ 5月末日(必着)までに、氏名・年齢・性別・住所・電話番号・職業・応募理由・活動できる範囲・自治会などの社会活動経歴を明記のうえ、ハガキ、FAXかホームページから淀川河川事務所管理課(〒573-1191枚方市新町2-2-10、☎072-843-2861・FAX072-841-3443、ホームページhttp://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/)へ。

寄贈 4月24日、京都八幡ロータリークラブから、市にAED(自動体外式除細動器)2台を寄贈いただきました。ありがとうございました。

▶自動車以外で

高速道路内に立ち入らないで

近年、第二京阪道路・京滋バイパスに歩行者、自転車や原付が料金所などから進入する事例が起っています。重大な事故につながる恐れがありますので、自動車以外で立ち入らないでください。

問合せ 西日本高速道路(株)関西支社 茨木管理事務所(☎072-622-4887代)

▶パソコン教室

日時 毎週月・火・木・金・土
◆午前コース(午前9時30分~正午)
◆午後コース(午後1時30分~4時)
※上記の曜日以外も相談可。
場所 シルバー人材センター(八幡御馬所18)
内容 ①パソコン操作初級~中級 ②表計算入門③画像処理④動画や音楽メールの作成⑤発表会資料作成⑥自治会・サークルの文書、会計簿、ちらし作成、その他レベルに応じた指導
受講料 1回2,400円(テキスト代300円別途要)
問合せ シルバー人材センター事務局(☎983-0822)



生活

▶し尿収集日程のお知らせ

問合せ 城南衛管(☎631-5171)

5月14日(月)	川口高原
5月15日(火)	科手
5月16日(水)	橋本、土井、高坊、大谷
5月17日(木)	長町、樋ノ口、八幡木津川以北、森垣内、名残、川口(高原を除く)、双栗、戸津(国道以西)、下奈良(国道以西)、二階堂
5月18日(金)	山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、御馬所、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、沓田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、枚方バイパス沿線
5月21日(月)	清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、月夜田、南山、美濃山
5月22日(火)	内里、戸津(国道以東)、下奈良(国道以東)
5月23日(水)	上奈良、野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

▶不用品情報

▼ゆずります
楽器▼エレクトーン(無料) 電気▼パン発酵器・こね器・型(1万円)
家具▼学習机(無料) ▼押入れ用服掛け(無料) ▼シングルベッド(無料) その他▼男山団地D棟網戸(各2千円) ▼かぶと(無料)
△ゆずってください
乗り物△大人用自転車△前かご子供シート付自転車△幼児用キックスケータ楽器△エレクトーン電気△カセット付CDプレーヤー△ステレオ(レコード盤用) 家具△パソコン台
その他△ランドセル(男子用) △B棟アミ戸
問合せ 生活情報センター(☎983-8400)

▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)
祝日 ▶5月3日(木・祝)、4日(金・祝) 午前9時~正午
※戸別収集は取り扱っていません。
平日 月曜日~金曜日、午前8時30分~午後4時30分
※戸別収集は要予約。
場所 市役所別館環境業務課
問合せ 環境業務課(☎983-5340)

▶食用廃油の回収日程表

問合せ 環境業務課

5月9日(水)	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地
5月11日(金)	長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※前日に18ℓポリ回収容器を設置し回収日に持ち帰りますので、回収日の午前8時までに出してください。
※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の容器に入れて出していただいても回収します。

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館(☎982-7322)
◆男山市民図書館(☎982-4123)

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】 <かがくのほん>
「恋ちゃんはじめての看取り
おおばあちゃんの死と向きあう」
(いのちつぐ「みとりびと」①)
國森 康弘/写真・文
小学5年の恋ちゃんの、おおばあちゃんは92歳。
いつも元気だったおおばあちゃんですが、急に体が弱くなり、ふとんからでられなくなりました。おおばあちゃんが、息を引き取るその「旅立ち」のとき、家族や近所の人、そばに寄り添い、感謝と別れをおおばあちゃんにつたえます。シリーズ・いのちつぐ「みとりびと」は、全4巻です。
小学中学年くらいから。



【成人図書】
降霊会の夜 浅田 次郎
ルーズヴェルト・ゲーム 池井戸 潤
紙の月 角田 光代
地層捜査 佐々木 譲
クロス・ファイヤー 柴田 よしき
十津川警部 陰謀は時を超えて 西村 京太郎

▶5月の図書館休館日

八幡市民図書館 3日(木・祝)、4日(金・祝)、11日(金)、18日(金)、25日(金)、31日(木)
男山市民図書館 1日(火)、3日(木・祝)、4日(金・祝)、7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)、31日(木)

▶自動車文庫の巡回日程

・大雨注意報・警報発令時は運休
・★の巡回日に市民課の証明受付業務を行います(証明書は、後日郵送)

30分間停車します	
5月8日、29日(火)	
内里(有都福祉交流センター)	14:00~
都々城地区センター	14:40~
★八幡長町・北(シンエイ化学内)	15:30~
橋本栗ヶ谷(メロディハイム前)	16:20~
5月9日、30日(水)	
岩田岩ノ前(石田神社御旅所)	14:10~
西山足立(橋本児童センター)	15:00~
橋本意足(あらかし公園)	15:40~
橋本西山本(橋本橋東側)	16:20~
5月15日(火)	
南ヶ丘保育園	14:10~
美濃山御幸(みゆき南公園)	15:00~
欽明台東(欽明つつじ公園)	15:40~
川口(まつむし児童公園)	16:20~
5月16日(水)	
南ヶ丘児童センター	14:00~
橋本塩釜(島岡歯科医院前)	14:40~
八幡山田(しのめ公園)	15:30~
美濃山幸水(幸水集会所)	16:20~
5月1日、22日(火)	
ケアハウスポポロ21	14:10~
岩田松原(魚清前)	15:00~
★八幡長町・南(児童遊園)	15:50~
★八幡樋ノ口(今井氏宅前)	16:30~
5月2日、23日(水)	
有都交流センター	14:10~
美濃山小学校	15:00~
有都小学校	15:40~
男山笹谷(わかたけ保育園)	16:20~

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の免除制度について

厚生年金に加入していた人が退職すると、市役所で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、保険料を納めることになります。

保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。この制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給資格期間に算入されます。

免除申請する年度または前年度

に退職した人は、特例免除制度を利用することができます。この特例免除では、本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

手続きには「国民年金保険料免除申請書」を提出し、年金手帳など基礎年金番号がわかるもの・認印・失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証・離職票等)が必要です(申請書は市役所または年金事務所にあります)。

なお、退職した人に扶養されていた配偶者も、この特例免除の対象となります。

・免除された保険料は追納できます

免除制度を利用した場合、将来受け取る年金額は少なくなりますが、免除された期間は10年以内であれば、後から保険料を納付することができる「追納制度」があります。ただし、免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

問合せ 市民課年金係、京都南年金事務所国民年金課(☎643-2547)

短 信

淀川管内河川レンジャーを募集

河川レンジャーとは、住民と行政の橋渡し役となり、さまざまな活動を通じて河川と地域の良好な関係をつくる人のことです。河川レンジャーになるためには、淀川発見講座・レンジャー養成講座の受講が必要です。募集期間は5月21日(月)まで。詳しくはホームページ(http://www.river-ranger.jp/)をご覧ください。

問合せ 淀川管内河川レンジャー事務局(☎072-861-6801)

平成24年度労働保険年度更新について

事業主の皆さまへ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の申告納付期間は、6月1日~7月10日(土日祝は除く)です。なお、昨年度と同様「石綿健康被害救済法」に基づく一般搬出金の申告納付も併せて行っていただきますので、お早めをお願いいたします。

問合せ 京都労働局総務部労働保険徴収課(☎241-3213)

平成24年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

9月9日(日)に行われます上記の試験についてご案内します。

募集職種 事務、技術、農業土木、林業

受験資格 ①平成24年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者、および平成25年3月までに高校または中等教育学校卒業見込の者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

申込期間 ◆インターネット=6月26日(火)~7月5日(木) ◆郵送または持参=7月2日(月)~10日(火)

※申込用紙、受験案内は5月14日(月)から配布。

問合せ 人事院近畿事務局(☎06-4796-2191、ホームページhttp://www.jinji.go.jp/kinki/)

市民課の地域窓口

住民票写し等の証明書発行業務を行います。

Table with 2 columns: 場所 (Location) and 取扱日時 (Handling Time). Locations include 男山窓口, 橋本窓口, 美濃山窓口, 東部窓口. Handling times range from 9:00-13:30 to 8:30-17:00.

困ったときはご相談ください

市役所代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。時間はいずれも午後1時15分~4時です。1人20分。

Table with 3 columns: 相談日 (Consultation Date), 場所 (Location), 予約開始日 (Reservation Start Date). Dates range from 5月1日 to 6月5日.

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。

◆人権相談

人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時~4時です。

▶5月1日(火)▶14日(月)▶28日(月)▶6月1日(金)八幡人権・交流センター※電話相談も受け付けます(☎981-3127)。

◆年金相談

市民課

【電話予約制】

待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。

▶5月25日(金)午前10時~午後4時、市文化センター3階講習室1 予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

◆行政相談

市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分~4時です。

▶5月18日(金)市文化センター2階会議室1

◆司法書士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】

土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分~4時です(相談時間は1人30分)。

▶5月24日(木)市文化センター2階会議室1※予約は17日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。

◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~正午・午後1時~5時、生活情報センター(☎983-8400)

◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。

月曜~金曜日(祝日除く)午前8時30分~午後5時、地域包括支援センター(市役所高齢介護課内)、地域包括支援センターやまばと(☎982-8000)

※以下の在宅介護支援センターでも相談を受け付けています。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)、有智の郷(☎972-1000)

◆障がい児者相談

障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。対象は肢体、聴覚障がい者です。

▶6月5日(火)午後1時~3時、男山公民館

◆女性相談

人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。

【女性専門相談】(要予約)

▶5月10日(木)▶24日(木)午後1時30分~4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。

【常設相談】月曜~金曜日(祝日除く)午前10時~午後5時

◆母子父子家庭相談

子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜~金曜日(祝日除く)午前10時~正午・午後1時~4時、子育て支援課

◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

困りごとの内容を問わず、専任相談員が相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)

【常設相談】月曜~金曜日 午前9時~午後4時、福祉・商工会館内社会福祉協議会(時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます)

【出張相談】▶5月16日(水)午前10時~午後2時、八寿園

◆家庭児童相談室

子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。月曜~金曜日(祝日除く)午前10時~午後5時、子育て支援課

◆児童虐待の通告について

子育て支援課

月曜~金曜日 午前8時30分~午後5時※緊急時は土日祝日、夜間の対応をします。

※府宇治児童相談所(☎0774-44-3340)でも対応します。

▶不妊治療費を一部助成

昨年の4月1日診療分から、人工授精による治療が新たに対象になり、助成金額も拡充しました。

対象 市内在住で、かつ京都府内に1年以上住所を有する夫婦(婚姻未届けで事実婚関係にある男女を含む。ただし、人工授精にかかる医療費の助成をする場合は戸籍上の夫婦に限る)

対象となる治療および助成金額

Table with 2 columns: 保険適用分, 人工授精. Rows show self-payment amounts and insurance coverage details.

※限度額は1年度当たり(4月1日以降分から)。※両方併せて受けた場合、人工授精と同額。

申請に必要な書類

①不妊治療助成金交付申請書②不妊治療医療機関等証明書③不妊治療助成金交付請求書④その他
申請 診療日から起算して1年以内に上記①～④を健康推進課へ郵送または持参。1年以上経過すると対象外となります。ご注意ください。
※申請書は健康推進課にあります。

▶機能訓練

(リハビリテーション) 参加者募集

随時受け付けています

日程 月2回(午後～)登録制
場所 母子健康センター
対象 40歳～64歳で、脳卒中やパーキンソン病などの病気や外傷が原因で身体に障がいがあり、日常生活の動作に支障を感じている人で、次の①～③のいずれかにあてはまる人
①介護保険の認定を受けていない、非該当となった②認定期限が切れている③要支援～要介護1で過去1年間サービスを利用していない
内容 家庭でもできる運動や歩行練習の方法、体に負担のかからない動作の仕方などを理学療法士、作業療法士が個別指導します。



健康づくり 14 今日からはじめる

【自分の体力を調べてみましょう】

次の設問に、「はい→2点」「ときどき→1点」「いいえ→0点」で採点してください。

- ①階段を上る時など、よく息が切れる。
②同年代の人より歩く速度が遅い。
③エスカレーターに乗る時、どちらの足から乗ろうか迷うことがある。
④車やバスなどに乗ることが多い。
⑤急いで歩いたり、長時間歩くと、ひざや腰が痛くなる。
⑥「よっこいしょ」などかけ声をかけたり、ため息をつくことが多い。
⑦足がむくむ。
⑧肩こりや手足の冷えがある。
⑨休日は家でテレビを見たり、ゴロゴロしていることが多い。
⑩前日の疲れがとれにくい。

【判定】
▶0～2点 問題ありません。適



度な運動で現状維持をこころがけましょう。

▶3～8点 運動量はまずまずです。運動回数を増やすなど、やり方を工夫して、運動効果のアップを図りましょう。

▶9～14点 運動不足気味です。意識して運動する時間をつくりましょう。

▶15～20点 運動不足です。まずは、ウォーキングなどを自分のペースで始めてみましょう。

この診断はあくまで目安です。実際に運動を行う時は、体調に十分注意して、自分のペースで行ってください。

問合せ 高齢介護課



●子育て支援センター「あいあいポケット」(男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)

●第二子育て支援センター「そよかぜ」(八幡三反長10 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

<子育て相談>

子育てについての悩みごとや困ったことなど、気軽にご相談ください。
※来所相談は事前にお電話を。

月曜日～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時

<常時開設>

市内在住の未就園児とその保護者が、開設時間内に親子で一緒に遊んだり、交流できます。

▶開設日=月曜日～金曜日(両支援センター)および第2土曜日(子育て支援センター「あいあいポケット」のみ)

▶利用時間=午前9時～正午、午後1時～4時

▶休館日=祝日および年末年始(12月29日～1月3日)

※山城中部に暴風警報が発令されている場合は休館になります。

【双子(多胎児)交流会】 双子以上のお子さんがある人または妊娠中の人を対象。親子で自由に遊び、交流をしましょう。子育て相談もできます。

▶15日(火)午前10時～11時15分、美濃山コミュニティセンター

【サロン】 子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時～11時15分。
<ひよこサロン>

▶16日(水)子育て支援センター
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子
<あいあいサロン>

▶30日(水)子育て支援センター
対象 妊婦さんと7カ月から1歳半の親子
<そよかぜサロン>

▶8日(火)、29日(火)第二子育て支援センター※29日のみ午後2時～3時15分です。

対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子
※重複参加可能です。

【あそびの広場】 妊婦さんと1歳半から就学前までの親子が対象。時間は午前10時～11時30分。下記から1カ所を選び、お越しください。

▶9日(水)橋本児童センター▶11日(金)竹園児童センター▶22日(火)美濃山コミュニティセンター

【赤ちゃんの広場】 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半くらいの親子が対象。手遊びやふれあい遊びで赤ちゃんと一緒に楽しい時間を過ごしましょう。時間は午前10時～11時15分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください。(それぞれ1カ所ずつ参加可能。★は離乳食展示あり)

▶9日(水)わかたけ保育園▶11日(金)みその保育園▶14日(月)みやこ保育園▶16日(水)有都保育園▶17日(木)美濃山グリーンタウン集会所▶18日(金)美濃山コミュニティセンター▶21日(月)南ヶ丘第二保育園▶23日(水)橋本児童センター▶25日(金)竹園児童センター▶28日(月)南ヶ丘保育園★

【ままくらぶ】 親子で遊び、親同士で交流しましょう。育児相談もできます。

▶開設日時 毎週月曜日と木曜日の午前9時30分から11時30分(祝日除く)▶場所 美濃山小学校内放課後児童健全育成施設▶問合せ 第二子育て支援センター(☎981-5009)

● 保育園の開放日

※育児相談もしています。

南ヶ丘保育園(☎981-3125)・・・▶11日(金)「ボールで遊ぼう」▶21日(月)園庭開放

南ヶ丘第二保育園(☎982-3330)・・・▶28日(月)「園庭で遊ぼう」▶7日(月)園庭開放

みその保育園(☎981-8101)・・・▶24日(木)「園庭で遊ぼう」▶29日(火)園庭開放

みやこ保育園(☎981-2511)・・・▶28日(月)「園庭で遊ぼう」▶22日(火)園庭開放

有都保育園(☎981-0873)・・・▶23日(水)「園庭やおもちゃで遊ぼう」▶9日(水)園庭開放

わかたけ保育園(☎983-1313)・・・▶14日(月)「園庭やおもちゃで遊ぼう」▶23日(水)園庭開放

八幡保育園(☎981-7491)・・・▶16日(水)「園庭遊び」▶24日(木)園庭開放

西遊寺保育園(☎981-4837)・・・▶21日(月)「園庭で遊ぼう」

山鳩保育園(☎981-0982)・・・▶16日(水)よもぎもち作り

男山保育園(☎982-0701)・・・▶19日(土)園庭開放

ぶどうの木保育園(☎982-9013)・・・▶17日(木)「園のおもちゃと中庭で遊ぼう」▶毎週木曜日園庭開放(雨天中止)

山鳩第二保育園(☎981-0700)・・・▶16日(水)さくらもち作り▶毎月第二金曜日かるがもランド

くすのき保育園(☎983-1200)・・・▶16日(水)さくらもち作り
※時間は午前10時～11時30分。
※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。

● 幼稚園の開放日

八幡幼稚園(☎981-0180)・・・▶23日(水)園庭で遊ぼう▶31日(木)園庭開放

八幡第二幼稚園(☎981-6950)・・・▶16日(水)幼稚園で遊ぼう▶24日(木)園庭開放

八幡第三幼稚園(☎982-8566)・・・▶16日(水)園庭で遊ぼう▶25日(金)園庭開放

八幡第四幼稚園(☎982-2447)・・・▶17日(木)園庭で遊ぼう▶25日(金)園庭開放

橋本幼稚園(☎982-0607)・・・▶23日(水)園庭で遊ぼう▶11日(金)園庭開放

有都幼稚園(☎981-0873)・・・▶23日(水)園庭やおもちゃで遊ぼう▶9日(水)園庭開放

早苗幼稚園(☎981-2268)・・・▶9日、23日(水)▲GO!GO!キッズ!「お母さんと一緒に、よ〜い・どん!」

なるみ幼稚園(☎982-3368)・・・▶23日(水)▲「なるみにおいでよ!ともだちつくり!」

※時間は午前10時～11時30分(▲は午前10時30分～正午)。申込不要。直接、園にお越しください。

保健医療

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代)へ

保 健

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ(個別に問い合わせがあるものを除く)。
 ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
 ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
 ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

成人・高齢者

▶特定健診・後期高齢者健診

7月から実施

▶**特定健診** = 40歳~74歳の八幡市国民健康保険加入者が対象。
 ▶**後期高齢者健診** = 75歳(一定の障がい認定を受けた65歳)以上の後期高齢者医療制度の被保険者が対象。
 ※健診の詳細は広報やわた5月号と同時配布する「高齢者・成人のための健診(検診)のお知らせ」をご覧ください。
 ※八幡市国民健康保険以外の医療保険に加入している人については、各医療保険者にお問い合わせください。



▶5月の各種健康相談

▼窓口リハビリ相談(要予約)	
15日(火)母子健康センター	40歳以上が対象。作業療法士が運動や福祉用具などの相談に応じます。
▼窓口健康相談(要予約)	
15日(火)母子健康センター	40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。
▼高齢者健康相談	
17日(木)南ヶ丘老人の家	
24日(木)八寿園	65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間は午前9時30分~11時。
 ※窓口リハビリ相談および窓口健康相談は、事前に健康推進課へ予約してください。

5月の乳幼児健康診査・育児健康相談のご案内

事業名	会場	日程	受付時間	対象	6月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	21日(月)	午後1時~2時	平成24年1月11日生~1月31日生	11日(月)
					29日(金)
10カ月児育児健康相談※①	美濃山コミュニティセンター	7日(月)	午前9時30分~10時30分	平成23年6月生 ※上記以外の乳幼児も希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。計測・相談に応じます(予約不要)。	4日(月)
	橋本公民館	8日(火)			5日(火)
	子育て支援センター(男山指月)	9日(水)			6日(水)
	男山公民館	10日(木)			7日(木)
	八幡人權・交流センター	11日(金)			8日(金)
	母子健康センター	18日(金)			1日(金)
	有都福祉交流センター				13日(水)
1歳6カ月児健康診査	母子健康センター	8日(火)	午後1時~2時	平成22年9月29日~10月31日生	18日(月)
		30日(水)			
3歳児健康診査	母子健康センター	15日(火)	午後1時~2時	平成20年11月生	19日(火)
		16日(水)			20日(水)

※各健診の対象者には通知しています。
 ※①男山公民館・子育て支援センターには駐車場がありません。
 【持ち物】母子健康手帳、質問用紙
 【健診内容】身体計測、内科診察(健診のみ)、育児相談、発達確認をします。
 ◎4カ月児健康診査は離乳食の話があります。
 ◎1歳6カ月児健康診査では手作りおやつを試食があります。(協力:市食生活改善推進員協議会)
 ◎1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査は栄養相談、歯科健診(ブラッシング指導)があります。歯ブラシをお持ちください。
 ◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。

定期予防接種のお知らせ

持ち物:母子健康手帳、予診票
(必ず持参。持っていない人は健康推進課まで連絡ください)

【集団接種】

種別	日時・場所	対象・接種方法	今月の通知対象者(通知時期)
BCG※①	5月14日(月)午後1時20分~2時20分 ＜母子健康センター＞	生後6カ月未満で1回	
ポリオ(急性灰白髄炎)	5月10日(木)・11日(金)・23日(水)・25日(金)午後1時20分~2時20分 ＜母子健康センター＞ 5月9日(水)・18日(金)・28日(月)午後1時20分~2時20分 ＜男山公民館＞	生後3カ月~7歳6カ月未満で、41日(6週)以上の間隔をあけて2回	平成24年3月生 (生後1カ月の翌月初め)

【個別接種(通年)】

種別	対象年齢・接種方法等	今月の通知対象者(通知時期)
三種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき)	1期(初回) 生後3カ月~7歳6カ月未満で、20日~56日(3~8週間)までの間隔で3回	平成24年3月生(生後1カ月の翌月初め)
	1期(追加) 7歳6カ月未満で1期初回接種(3回)終了後、1年~1年6カ月の間に1回	平成23年4月生(満1歳の誕生月の翌月初め)
二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期 11歳以上13歳未満で1回	平成13年4月生(満11歳の誕生月の翌月初め)
麻しん風しん混合(MR)	1期 満1歳以上2歳未満で1回	平成23年4月生(満1歳の誕生月の翌月初め)
	2期 幼稚園、保育所等の年長児に1回 【接種期間】平成25年3月31日まで	対象者には4月初め 対象▶平成18年4月2日~19年4月1日生
	3期※② 中学校1年生相当の年齢に1回 【接種期間】平成25年3月31日まで 市立中学校生は各中学校で集団接種を実施	▶市立中学校生には学校を通じて通知。それ以外の中学校生にはすでに郵送済。 対象▶平成11年4月2日~12年4月1日生
日本脳炎※③(特例対象者:平成7年6月1日~平成19年4月1日生)	1期(初回) 3歳~7歳6カ月未満で、6日~28日の間隔で2回	平成21年4月生(満3歳の誕生月の翌月初め)
	1期(追加) 7歳6カ月未満で、1期初回(2回)接種終了約1年後に1回	平成20年4月生(満4歳の誕生月の翌月初め)
	2期 9歳~13歳未満で1回、1期(基礎免疫)終了約5年後に接種	申込要

※個別接種は市内の指定医療機関で実施しています。指定医療機関は健康推進課まで問い合わせください。
 市外で接種希望の方は事前に健康推進課へ連絡ください。
 ※①生後6カ月~1歳未満のお子さんと、医学的判断にて接種できなかった場合は健康推進課へご相談を。
 ※②3期・4期は平成24年度で終了です。4期対象者のうち、接種が済んでいる人には通知しません。
 ※③特例対象者に当てはまる人で、1期・2期の接種が受けられなかった人は、20歳未満の間(7歳6カ月~9歳含む)に接種可能。
 【注意事項】
 ◆市内医療機関には保険証など住所が確認できるものも持参してください。接種間隔を守って受けましょう。
 ◆各予防接種の該当年齢以外は接種不可。感染症などにかかった場合は主治医に相談を。

おいしい給食

いただきます～す

4月18日、市内の各小学校で1年生の給食が始まりました。子ども達は小さな口に給食をほお張りながら「おいしい」「何十杯もおかわりする」と、大はしゃぎでした。

献立は、ポークカレー、ハムとアスパラのソテー、いちご、牛乳です。

白いエプロンを身に着けた給食当番が、みんなの分の食器やおかずの入った食缶などを給食室まで取りに行きました。そして、ごはんにかレーをかけて、落とさないように、ゆっくりゆっくり友達に配って回りました。

行き渡ったのを確認したら、日直の掛け声に合わせて、



初めての給食で笑顔あふれる1年生(くすのき小学校)

エプロンもピカピカ 新1年生

みんな一緒に「いただきます」。食が終わった後は、自分の物は自分で後片付け。上級生が優しく教えながら手伝っていました。



給食を取り分ける子ども達

誰もがほっこり みんなの広場

毎週金曜 男山笹谷の福祉センターで

男山笹谷の福祉センターでNPOとりぶるはーとによる「みんなの広場」が開かれています。訪れた人は、お茶を飲みながら、ゆったりした時間を過ごしています。

「みんなの広場」は、子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に集える場を作りたい、という思いを込めて、障がいのある人の相談・支援を行うピアカウンセラーの愛好子さんら3人が設立しました。

広場では、癒しの音楽が流

れる中、コーヒー、ジュース、手作りケーキが楽しめます。また、ぬり絵や折り紙などで子どもが遊べるコーナーも用意されています。

参加者からは「楽しかった」「これから毎回来ます」など多くの喜びの声が寄せられていました。

スタッフ達は「訪れた人の思いを大事にしながら活動していきたい」と熱い思いを語っていました。

開催日時は毎週金曜日午前10時30分～午後4時30分。



4月に設立されたNPOとりぶるはーとのスタッフ達

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や「広報紙」についての意見を、秘書広報課までお寄せください。



椿を眺める来場者(4月8日)

色鮮やかな椿の競演

器も茶菓子もブローチも

4月6日～8日の3日間、松花堂庭園・美術館などの共催で「第24回松花堂つばき展」が松花堂庭園で開催されました。赤、白、ピンクなど約600種の鮮やかな椿が、来場者の目を楽しませていました。

庭園には生け花、鉢植えのほかにも、純白の「白菊」やバラのような「光源氏」など、江戸時代から残っている江戸椿も展示。また、青色の花を咲かすといわれる幻の青い椿を満喫していました。

つばき展に訪れた女性は「初めて来ましたが、こんなに種類があるなんて驚きでした」と笑顔で話していました。

「清水椿」を再現しようと、白い椿を青い食用染料で染めて紹介しました。

ほかにも、椿をモチーフにした器や茶菓子でもってなした折り紙で椿のブローチを作る体験コーナーも設けられ、来場者は色々な椿の魅力を満喫していました。

純白な花にポーンと

ナシの授粉作業始まる

真っ白なナシの花が咲き始め、4月15日から、安田實さんの「安田農園」で花粉をめしべに付ける人工授粉作業が始まりました。

農園(約90㌆)では、幸水、豊水など5品種のナシの木が栽培されています。

人工授粉は、事前に「二十世紀」「新興」など違う品種のおしべから採取した花粉などを混ぜ合わせ、適温保存。それを授粉棒で丁寧にめしべに付けて

いきます。梨の品種によって開花時期が異なるため、作業は7人がかりで約1週間かけて行いました。

3日もすれば、授粉しためしべが実となり、8月上旬には甘みたっぷりのナシに成長します。

安田さんは「今年は冬の寒さが厳しく、開花が遅れていた。今後の天候次第で良いナシが出来るのではないかとこやかに話していました。」



授粉棒で花に花粉をつける農家の皆さん